

物価高に対する食の支援事業Q & A

【令和7年8月5日版】

独立行政法人日本学生支援機構

物価高に対する食の支援事業の申請にあたり、多くいただいたお問合せ事項等について、Q & Aを更新しました。

なお、今回追加した事項は、Qの冒頭に【新】、すでに掲載していた回答を分かりやすさの観点で変更した場合は【改】を付しています。

I. 総論

Q1 「物価高に対する食の支援事業」の趣旨を教えてください。

現在、米などの食料品価格の高騰が続いており、学生等の食生活に影響が生じていると考えられますので、日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、健康的な学生生活に資するよう、「物価高に対する食の支援事業」（以下「本事業」という。）を行うこととしました。

本事業は、物価高の影響により経済的に困窮している学生等に対して食費を支援する大学等の事業を対象に、その経費の一部を助成するものです。

II. 支援事業の内容

Q2 助成対象となる支援事業の要件はどのようなものですか。

次の①から③全ての条件を満たす取組みが対象となります。

- ① 大学等が独自の財源を用いて行う学生等に支援する事業であること
- ② 学生等の食費に対する支援であること
- ③ 金銭又はこれに類するもの、現物支給による経済的支援であること

【改】Q3 食料品に対する支援としてどのようなものが対象となりますか。

学生等が、学生生活を送るための食費（現物支給を含む）に係る支援が対象となります。食費の支援として、食料品（カップラーメン、缶詰、お米、野菜、レトルト食品等）の現物支給のほか、食料品を買うためのプリペイドカードや商品券（以下「金券」という。）などが考えられます。

なお、販売価格と利用可能金額が異なる金券を支給する場合、利用可能金額の方が低額の場合は利用可能金額を、販売価格の方が低額の場合は販売価格を、食

の支援経費の金額とします。

【例 1：全国共通おこめ券を支給する場合】

販売価格 500 円のおこめ券 1 枚で 440 円分の米を購入できますので、食の支援経費は 440 円です。

【例 2：QUO カードを支給する場合】

券面額を食の支援経費とします。

Q 4 助成を受けられるのはどのような学校ですか。

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、日本語教育機関及び外国大学日本校のうち、学生等に対し食費に係る支援事業を実施する学校が対象です。

Q 5 使途を特定せずに現金等を支給する事業は助成の対象となりますか。食料品以外にも使えるような形で支給することは可能ですか。

本事業は食費に係る支援を対象としていますので、それ以外の支援事業については対象とはなりません。

Q 6 助成金申請額に制限はありますか。

1 校あたり 100 万円以下で、大学等における独自の学生等に対する支援事業の実施に必要な経費のうち、食費に係る経費（以下「食の支援経費」という。）の 1/2 の額が上限となっています。

【例】

支援内容	食の支援経費		助成金申請額
食費に係る支援	1,200,000 円	食の支援経費の 1/2 以内 →	600,000 円 が上限

Q 7 学校が支援事業の費用を負担することなく、助成金のみで学生等への支援を実施することは可能ですか。

本事業は、大学等が実施する支援事業に係る事業費の一部（食の支援経費の 1/2 以内）を助成するものですので、学校が支援事業の費用を負担せず、助成金のみで支援事業を実施することはできません。

【例】2,000 円分のお米を現物支給する場合

○ 認められるケース

お米 2,000 円 分	学生支払	0 円	— 学生支払分は事業費に含めず 食の支援経費 2,000 円の 1/2 の 1,000 円を助成金として申請す ることはできる。
	学校負担	1,000 円	
	助成金	1,000 円	

× 認められないケース①

お米 2,000 円 分	学生支払	1,000 円	学生支払分を事業費に含め、食の 支援経費 2,000 円の 1/2 の 1,000 円を助成金として申請すること はできません。学校負担額を 0 円 として申請することはできません。
	学校負担	0 円	
	助成金	1,000 円	

× 認められないケース②

お米 2,000 円 分	校友会負担	1,000 円	校友会負担分を事業費に含め、 食の支援経費 2,000 円の 1/2 の 1,000 円を助成金として申請す ることはできません。学校負担 額を 0 円として助成金を申請す ることはできません。
	学校負担	0 円	
	助成金	1,000 円	

※校友会等からの寄附金を学校が受領し、寄附金を含めた原資から学校が支援事業の費用を負担する場合は申請可能です。

Q8 学生等 1 人あたりの助成額について制限はありますか。

機構からの助成金による学生等 1 人あたりの助成額については 1 万円を上限とします。また、全員一律の金額でなくても構いません。

＜食の支援経費 200 万円の支援事業について、100 万円の助成金を受けた場合の学校における支援額の設定例＞

【例 1：一律の支援額とする場合】

200 人の学生等に 1 万円分（助成金 5 千円＋学校負担 5 千円）ずつ支援する。

【例 2：一律の支援額にしない場合】

より支援が必要な者 10 人に 2 万円分（助成金 1 万円＋学校負担 1 万円）ずつ、その他の者 300 人に 6 千円分（助成金 3 千円＋学校負担 3 千円）ずつ支援する。

Q9 支援対象となる学生等はどのように選定すればよいですか。

どのような学生等を支援対象とするかについては、各大学等で実情やニーズを

踏まえて独自に設定してください。例えば、経済状況や学業成績に関する条件を設定したり、他の経済的支援策を受けていない学生等を優先して支援するといった条件を設定したりすることも可能です。

各大学等においては、物価高の影響により経済的に困窮している学生等への支援という本事業の趣旨を踏まえ、支援対象とする学生等を選定してください。

Q10 他の経済的支援策を受けている学生等を支援の対象とすることは可能ですか。

可能です。ただし、他の経済的支援策において、併給が禁止されている場合がありますので、確認の上、支援の対象としてください。

Q11 外国人留学生も支援の対象とすることは可能ですか。

可能です。大学等に在学している学生等であれば支援の対象として差し支えありません。ただし、本事業の実績報告では、外国人留学生への支援分を日本人学生への支援分と区分して金額を報告いただくことにご留意ください。

なお、本事業の原資となる寄附金の使途は、留学生への支援に特化したものではないため、在籍する学生のほとんどが留学生である場合を除き、可能な限り外国人留学生と日本人学生とバランスを考慮して対象としてください。

Ⅲ. スケジュール関連

Q12 過去に大学等で実施していた学生等への支援事業の費用として助成金を申請することは可能ですか。

本事業は、令和7年4月1日以降に実施した事業であれば、遡って申請することが可能です。

Q13 交付決定の通知を受けた後、助成金の交付を受けるに先立って学生等への支援を実施しようと考えておりますが、後から助成金を当該支援に充てることは可能ですか。

可能です。Q12 のとおり遡り申請も可能としていますので、問題ありません。

Q14-1 大学等から学生等への支援はいつまでに実施しなくてはならないのでしょうか。

学生等への支援（支給）は、令和7年12月31日（水）までに終了してください。

い。なお、支援事業終了後、各大学等から機構へ実績報告書を令和8年1月30日（金）（消印有効）までに提出していただきます。

【新】Q14-2 令和8年1月以降も、助成を受けた支援事業を継続したい場合は、どのような対応が必要でしょうか。

大学等が独自に令和8年以降も学生等への支援（支給）の事業を継続することは構いませんが、機構の助成の対象となる期間は令和7年12月31日までの支援事業実施分ですので、助成の対象となる期間を勘案の上助成金申請額を記入してください。

【例：学食の食券を支給する場合】

令和7年12月31日までに利用し精算する金額を食の支援経費として本事業の助成対象とします。令和7年12月31日までに学食の食券を利用せず、助成金の執行において精算（返還）額が生じた場合は、実績報告書にて報告してください。該当する大学等へは返還に係る手続きについて別途連絡いたします。

Q15 支援対象の学生等が決定している場合、実績報告書の提出期限後に支援を実施してよいですか。

認められません。実施報告書の提出期限は令和8年1月30日（金）（消印有効）ですが、令和7年12月31日（水）までに学生等に支給できなかった助成金については、返還していただきます。

IV. 助成金の使途

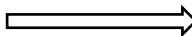
Q16 助成金の一部を、支援事業の事務経費（人件費等）に充てることは可能ですか。

本事業の助成金は学生等への支援以外の使途は認められませんので、人件費や学生等に現金を振り込む際の手数料等に充てることはできません。交付に係る振込手数料など事業実施のための事務経費等については自己財源等をご活用ください。また、食料品の調達に係る送料やプリペイドカード等を購入する際の手数料も対象外です。

Q17 物価高に対する食の支援と同時に、別のテーマで支援事業を実施する予定ですが、支援事業全体の事業費に含めることはできますか。

学生等の食費に係る支援のみが本事業の対象となりますので、別のテーマでの支援事業に係る費用を事業費に含めることはできません。また、交付された助成金を別のテーマによる支援事業の経費に充てることもできません。

【例】

支援内容	事業費	うち、食の 支援経費		助成金 申請額
食費に係る 支援	1,000,000 円	900,000 円	食の支援経費の 1/2 以内 	450,000 円 が上限
教材費の 支援	500,000 円	—		申請対象外

Q18 助成金を、授業で使用するために学校で一括購入する食材の費用に充てることは可能ですか。

本事業は、物価高の影響により厳しい生活を余儀なくされ、経済的に困窮している学生等を支援する事業を対象としたものです。よって、学校が授業等で使用する食材の費用に充てることはできません。

Q19 食料品の支援として、学校で炊き出しを実施してもよいでしょうか。

対象が学生等に限定されるのであれば、差し支えありません。助成金を炊き出しに係る食材購入費用に充てることができます。

ただし、会場設営費用や炊き出し用器具などのレンタル料等は対象外です。食材・調味料の購入以外の、実施に係る経費や器具の購入については自己財源等としてください。

Q20 キャンパス近隣の農家や企業から提供された食料を食に窮する学生等に配付する場合、生産者や企業への謝礼に助成金を充てることは可能ですか。

食料の配付対象が学生等に限定され、謝礼ではなく提供される食料購入費用とするのであれば、差し支えありません。

ただし、配付に係る費用（人件費、送料等）は対象外です。配付に係る事務経費等については自己財源としてください。

V. 事務取扱

Q21 寄附金による支援事業とのことですが、学校の会計処理はどのようにすればよいでしょうか。

本事業の助成金は機構から学校に対する寄附金ではありません。各学校における会計処理については各学校においてご判断ください。

Q22 申請書等の提出書類に公印は必要ですか。

公印の押印は不要です。

なお、機構が発出する文書についても公印は押印しません。